

富士市指定ごみ袋に掲載する広告に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が収集する家庭系廃棄物の排出に使用する富士市指定ごみ袋（燃えるごみ専用袋に限る。以下「指定袋」という。）に掲載する広告に対し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第2条 企業又は各種団体（以下「依頼主」という。）は、別表の定めるところにより指定袋に広告を掲載することができる。

2 指定袋に掲載する広告の基準は、富士市広告掲載に関する基準（以下「基準」という。）に準ずるものとする。

(広告掲載する指定袋)

第3条 広告を掲載する指定袋は、広告掲載の承認を受けた翌年度中に製造されるものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、前条の規定により製造した指定袋の販売が終了するまでとする。

(依頼主の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 依頼主の募集は、指定袋に掲載する枠数、仕様、広告掲載料等を決定の上、市ウェブサイトへの掲載その他の方法により行うものとする。

2 依頼主は、広告掲載の申込みをしようとするときは、富士市指定ごみ袋広告掲載申込書（第1号様式）及び版下原稿用申込書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(広告掲載の承認)

第6条 市長は、前条第2項の申込書の提出を受けたときは、募集期間の終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を依頼主に広告掲載採用（不採用）決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第7条 依頼主は、前条に規定する採用決定通知書を受け取ったときは、速やかに広告掲載料を市に納めなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告の掲載内容に特段の支障があると認めるときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

2 前項の規定により取消しを受けた場合は、すでに納入された広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第9条 依頼主は、第6条に規定する採用決定通知書を受け取った後は、当該広告の掲載を取り下げることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 依頼主は、他の依頼主の掲載内容に特段の支障が生じた場合であっても、すでに製作された指定袋に対して、広告掲載を取り下げることができない。

(必要経費の負担)

第10条 市長は、第8条の規定により、広告掲載の取消しをした場合において、新たに版下原稿等の必要が生じたときは、当該取消しを受けた者に対し、必要経費を請求できるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、両方で協議した上で処理するものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月20日から施行する。

この要領は、令和4年8月1日から施行する。

(別表)

広告掲載募集枠 及びサイズ (別図 1 を参照)	広告掲載規格は次のとおりとする。(1 枠の広告サイズ) ・ 指定ごみ袋 (4 5 ℓ) (可燃ごみ) 4 枠 (ガゼット) 縦 8 c m × 横 3 5 c m (平袋) 縦 1 0 c m × 横 5 0 c m ・ 指定ごみ袋 (3 0 ℓ) (可燃ごみ) 2 枠 (ガゼット) 縦 1 1 c m × 横 2 8 c m ・ 指定ごみ袋 (1 5 ℓ) (可燃ごみ) 2 枠 (ガゼット) 縦 9 c m × 横 2 5 c m
その他	・ 広告掲載箇所については、指定ごみ袋の表面。 ・ 3 0 リットル、1 5 リットルの広告掲載募集枠については 複数枠の申請が可能。